相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市末広三丁目一三番、最後の住所埼玉県川口市末広三丁目一三番七号

被相続人　亡　藤井　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月一日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二―一四五―二大宮ＳＴビル五階　藤原剛法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市南区白幡三丁目一一番、最後の住所埼玉県さいたま市南区白幡三丁目一一番七号六〇四

被相続人　亡　麻野　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月一日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六　浦和大熊ビル三階　浦和ふたば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　經夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市桜台一六〇番地の二五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉田　廣志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月一日

千葉県松戸市本町一一―五明治安田生命松戸ビル六階田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　悠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市飯田岡二二三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　片山　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月一日

神奈川県小田原市本町二丁目二番一六号陽輪台小田原二階二〇九号室

相続財産管理人　弁護士　三川真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市鶴巻南四丁目一一〇六番地五、最後の住所神奈川県秦野市鶴巻北二丁目一番一―一一〇号

被相続人　亡　甲斐　昭次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月一日

神奈川県小田原市本町一丁目一〇番一五号アオバビル二階　西湘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中根　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市三輪五丁目五番、最後の住所長野県長野市三輪五丁目五番〇三一一号柳町団地五号棟

被相続人　亡　今村　葉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月一日

長野県須坂市大字米持四三九番地一

相続財産管理人　司法書士　宮澤　智史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根二〇〇番地六四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　蓮見　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月一日

滋賀県彦根市小泉町一〇二八番地一

相続財産管理人　若林　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市西区東観音町二〇番、最後の住所広島県広島市西区東観音町二〇番八号古田ビル一Ｆ

被相続人　亡　古田　友子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月一日

事務所広島市中区袋町八番一四―七〇三号

相続財産管理人　中田万記子

（登録名那須野万記子）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市小泉町一〇二八番地一

被相続人　亡　古田　友子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月一日

事務所岐阜県高山市上岡本町四丁目二一八番地三　ＩＬＯビル二階

相続財産管理人　弁護士　飯田　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市岡町二番地、最後の住所滋賀県彦根市東沼波町一二三五番地二〇

被相続人　亡　望月　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 23 年９月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①有限会社日幸トラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3000号　④有限会社日幸トラベル　東京都三鷹市深大寺一丁目１番６号ミワハイム202号　代表取締役　小林幸策　⑤本社営業所　東京都三鷹市深大寺１－１－６ミワハイム202号　⑥平成２年４月20日　⑧平成22年10月12日　⑩154万2500円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区西新宿１丁目16番12号第一清新ビル３階　新宿西口法律事務所　破産者有限会社日幸トラベル　破産管財人弁護士　芹澤眞澄